

## 保育料基準額表（保育標準時間認定）

各属する世帯の在籍階層区分	家族構成			保育料（月額）	
	定	義	3歳未満児	3歳児以上	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者を含む世帯又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者並びに同法第6条の4に規定する里親を含む世帯	共通	0	◎令和元年10月1日から3歳以上は無料 (3歳になった後の最初の4月1日から)	
2	第1階層を除き、市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 4～8月:前年度分 9～3月:当年度分	市町村民税非課税世帯	二人親 1子目 生計同一の兄弟なし 0 2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0 ひとり親等 0		
3-1	16,200円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 10,000	◎副食費は、原則有料 ただし次のいずれかの場合に免除となります。	
			2子目 生計同一の兄弟1人 0 同時利用の兄弟1人 0 3子目以降 生計同一の兄弟2人以上 0		
3-2	16,200円以上 32,400円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 12,800	・保育料階層区分 1階層～4-2階層まで	
			2子目 生計同一の兄弟1人 0 同時利用の兄弟1人 0 3子目以降 生計同一の兄弟2人以上 0		
3-3	32,400円以上 48,600円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 15,600	①生活保護世帯 ②市町村民税非課税世帯 ③市町村民税の所得割額が80,800円未満の世帯	
			2子目 生計同一の兄弟1人 0 同時利用の兄弟1人 0 3子目以降 生計同一の兄弟2人以上 0		
4-1	48,600円以上 64,700円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 18,900	・未就学児童の3人目以降 未就学児童を3人以上監護し、 児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童 ※未就学児童が保育所、 幼稚園等に入所している 場合に限りです。	
			2子目 生計同一の兄弟1人 0 同時利用の兄弟1人 0 3子目以降 生計同一の兄弟2人以上 0		
4-2	64,700円以上 80,800円未満の世帯	ひとり親等	1子目 生計同一の兄弟なし 9,000	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯 4～8月:前年度分 9～3月:当年度分	
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
4-3	80,800円以上 97,000円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 22,200		
			2子目 生計同一の兄弟1人 0 同時利用の兄弟1人 0 3子目以降 生計同一の兄弟2人以上 0		
5-1	97,000円以上 121,000円未満の世帯	ひとり親等	1子目 生計同一の兄弟なし 9,000		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
5-2	121,000円以上 145,000円未満の世帯	二人親	1子目 生計同一の兄弟なし 25,500		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
5-3	145,000円以上 169,000円未満の世帯	ひとり親等	1子目 生計同一の兄弟なし 30,350		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
6-1	169,000円以上 213,000円未満の世帯		1子目 生計同一の兄弟なし 35,200		
6-2	213,000円以上 257,000円未満の世帯		2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
6-3	257,000円以上 301,000円未満の世帯		1子目 生計同一の兄弟なし 40,050		
7-1	301,000円以上 333,000円未満の世帯		2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
7-2	333,000円以上 365,000円未満の世帯		1子目 生計同一の兄弟なし 45,000		
7-3	365,000円以上 397,000円未満の世帯		2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
8	397,000円以上の世帯		1子目 生計同一の兄弟なし 49,950		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
			1子目 生計同一の兄弟なし 54,900		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
			1子目 生計同一の兄弟なし 61,930		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
			1子目 生計同一の兄弟なし 68,960		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
			1子目 生計同一の兄弟なし 76,000		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		
			1子目 生計同一の兄弟なし 98,800		
			2子目以降 生計同一の兄弟1人以上 0		

※ 4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限りです。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、特別保育、家庭的保育事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。(認可外保育施設は対象外です。)

※ 満9歳未満(年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

※ ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方(教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く)、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。

## 保育料基準額表（保育短時間認定）

各属する世帯の在籍児童の区分	家族構成	保育料（月額）		
		3歳未満児	3歳児以上	
1	共 通	0	<p>◎令和元年10月1日から3歳以上は無料（3歳になった後の最初の4月1日から）</p> <p>◎副食費は、原則有料ただし次のいずれかの場合に免除となります。</p> <p>・保育料階層区分 1階層～4-2階層まで</p> <p>①生活保護世帯 ②市町村民税非課税世帯 ③市町村民税の所得割額が80,800円未満の世帯</p> <p>・未就学児童の3人目以降未就学児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童 ※未就学児童が保育所、幼稚園等に入所している場合に限りです。</p>	
2	市町村民税非課税世帯	0		
3-1	二人親	1子目		9,940
		2子目		0
		3子目以降		0
	ひとり親等	1子目		9,000
		2子目以降		0
		3子目以降		0
3-2	二人親	1子目		12,680
		2子目		0
		3子目以降		0
	ひとり親等	1子目		9,000
		2子目以降		0
		3子目以降		0
3-3	二人親	1子目		15,440
		2子目		0
		3子目以降		0
	ひとり親等	1子目		9,000
		2子目以降		0
		3子目以降		0
4-1	二人親	1子目		18,680
		2子目		0
		3子目以降		0
	ひとり親等	1子目		9,000
		2子目以降		0
		3子目以降		0
4-2	二人親	1子目		21,920
		2子目		0
		3子目以降	0	
	ひとり親等	1子目	9,000	
		2子目以降	0	
		3子目以降	0	
4-3		1子目	25,160	
		2子目以降	0	
5-1		1子目	29,940	
		2子目以降	0	
5-2		1子目	34,720	
		2子目以降	0	
5-3		1子目	39,510	
		2子目以降	0	
6-1			44,370	
6-2			49,230	
6-3			54,090	
7-1			61,010	
7-2			67,930	
7-3			74,860	
8			97,280	

※ 4-3階層から8階層については、同一世帯から保育所等に2人が入所の場合は、下の子が無料になります。ただし、就学前児童に限ります。

保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用のことです。（認可外保育施設は対象外です。）

※ 満9歳未満（年度の途中で満9歳に達する場合には、9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）の児童を3人以上監護し、児童の年齢の高い方から数えて3人目以降の児童が保育所に入所している場合、上記の規定にかかわらず、その児童の保育料は免除されます。

※ 市町村民税額は、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除前のもので、医療費控除後の税額

※ この基準額表中の年齢区分については、年度の初日の年齢区分となります。

※ ひとり親等とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している方（教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する方である場合を除く）、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方を指します。